

支えあい 育てる

介

護

保

険

制

度

平成30年度

介護保険制度改正のポイント

平成30年
4月からの
主な
変更点

- ・平成30～32年度の
介護保険料額が決まりました **P7**
- ・共生型サービスが創設されます **P18**
- ・介護医療院が創設されます **P24**

平成30年
8月からの
主な
変更点

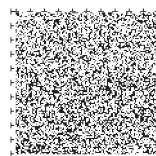
- ・利用者負担2割の方の中で、特に所得が高い方は、3割負担になります **P31**
- ・高額医療合算介護サービス費の70歳以上の所得区分と限度額が変わります **P35**

名古屋市

平成30年4月発行

音声コードについて

このパンフレットの紙面には、音声コードを印刷しています。
音声コードは、音声読み上げ用のコードです。このコードを専用装置で読み上げることで、記録されている情報を音声に変換することができます。この装置を使用することで、視力の弱い高齢者や視覚障害者の方に対する情報提供が可能になります。
●音声コードの横の切り込みで、コードの位置を知らせています。



しゅみ

申請

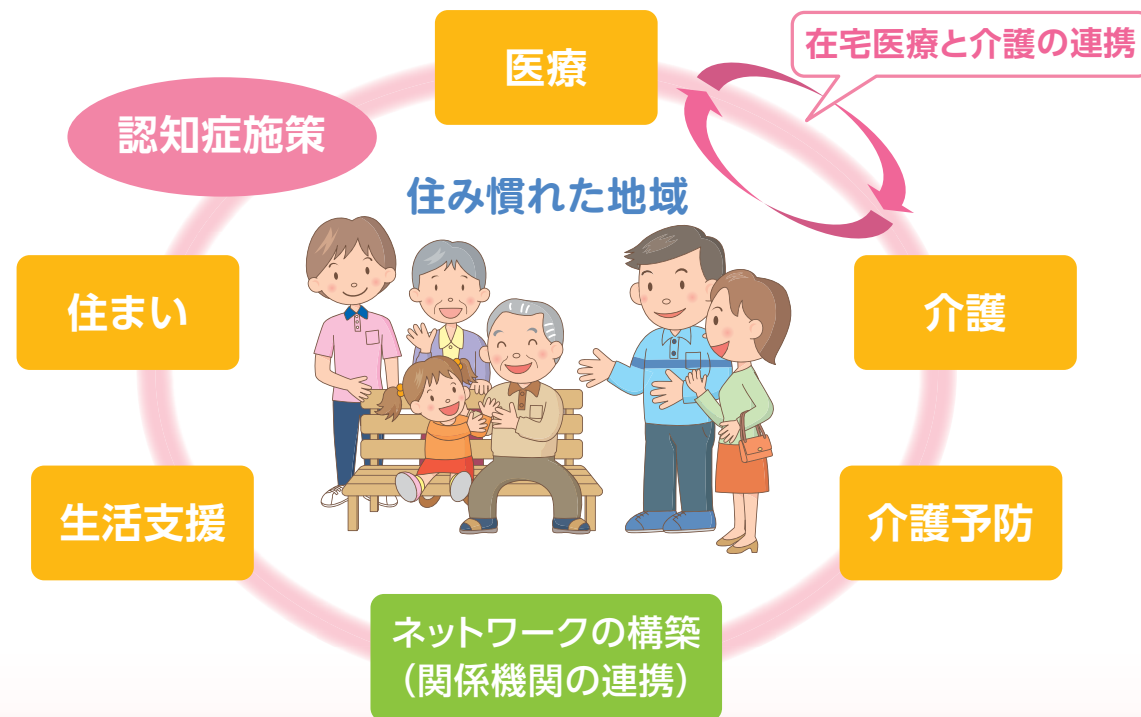
サービス

費用

ご相談

名古屋市の目指すこと～地域包括ケアシステムの構築～

名古屋市では、高齢者の方々が医療や介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、支援していきます。



もくじ

しくみ

みんなで支えあう制度です	3
介護保険に加入する方	4
社会全体で介護保険を支えています	6
介護保険料はこうなっています	7

申請

あなたの今の状態に合わせたサービスを利用できます	10
サービスの利用手順	12

サービス

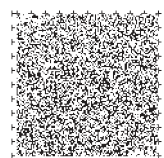
介護サービス・介護予防サービス	16
介護予防・生活支援サービス事業	25
一般介護予防事業	28

費用

サービスにかかる費用	31
------------	----

ご相談・お問合せ先

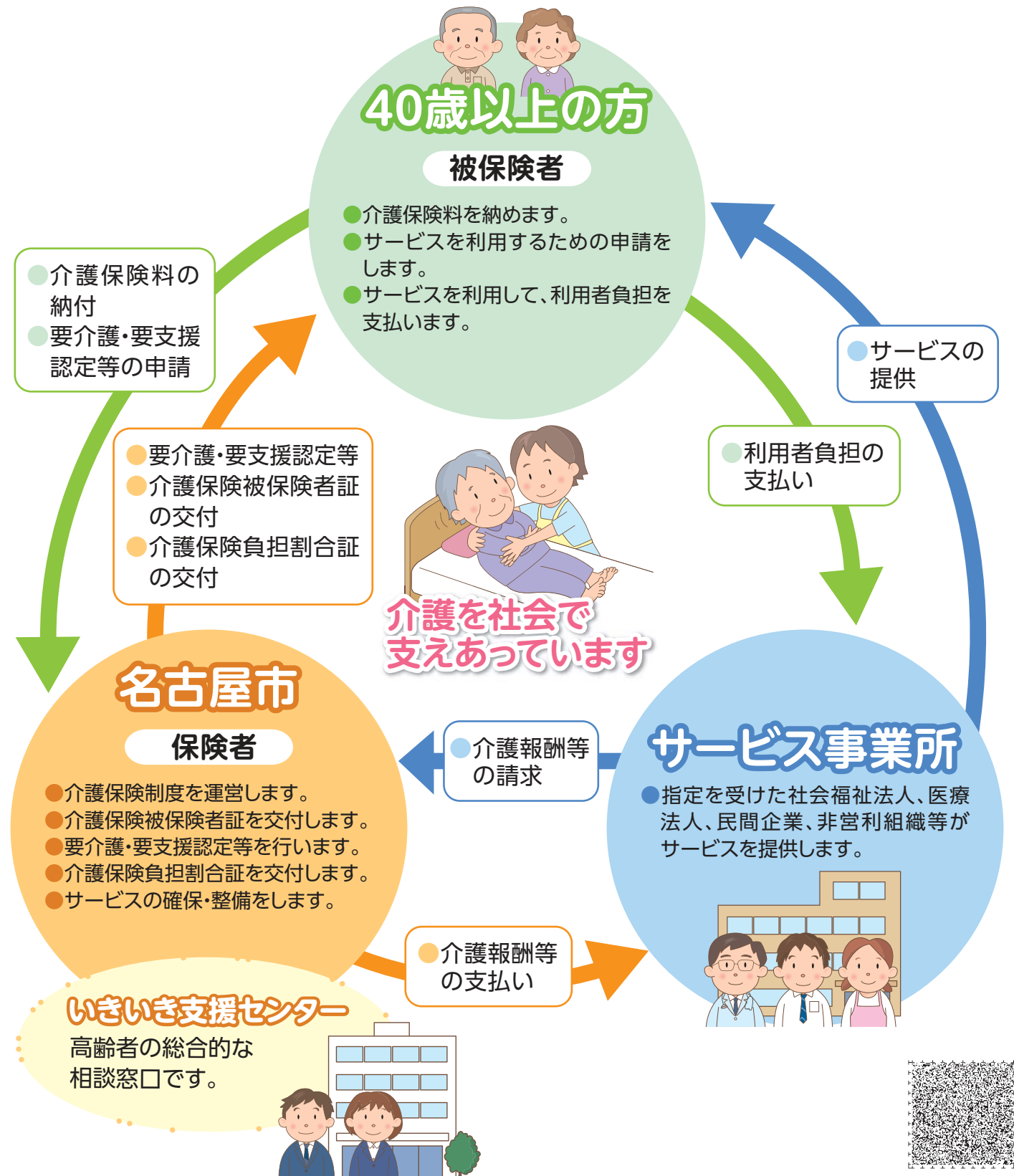
いきいき支援センター(地域包括支援センター)	38
在宅医療・介護連携支援センター	42
ご相談・お問合せ先	43



みんなで支えあう制度です

介護保険のしくみ

介護保険制度は、40歳以上の方に被保険者として介護保険料を納めていただき、介護や支援が必要になったときにサービスを利用できるしくみです。
名古屋市が保険者となって運営しています。

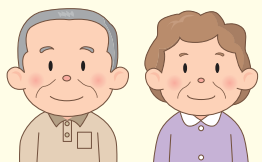


介護保険に加入する方

名古屋市に住んでいる40歳以上の方は、介護保険の被保険者です。年齢によって2種類に分かれ、介護サービス・介護予防サービスを利用できる条件も異なります。

介護保険の被保険者は、年齢で2つに分けられます

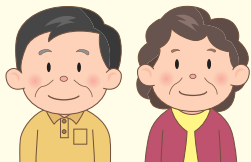
65歳以上の方
(第1号被保険者)



介護サービス・介護予防サービスを利用できるのは

介護が必要と認定された方です。
(病気やけがなど介護が必要になった原因にかかわらず、介護サービス・介護予防サービスの対象となります。)

医療保険に加入している
40～64歳の方
(第2号被保険者)



介護サービス・介護予防サービスを利用できるのは

加齢に伴って生じる病気(特定疾病)により介護が必要と認定された方です。



特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因となる心身の障害を起こす病気で、16疾病が指定されています。

- **がん**
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- **関節リウマチ**
- **筋萎縮性側索硬化症**
- **後縦靱帯骨化症**
- **骨折を伴う骨粗しょう症**
- **初老期における認知症**
- **進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病**
- **脊髄小脳変性症**
- **脊柱管狭窄症**
- **早老症**
- **多系統萎縮症**
- **糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症**
- **脳血管疾患**
- **閉塞性動脈硬化症**
- **慢性閉塞性肺疾患**
- **両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症**

知っておきたい 介護保険 Q&A

Q サービスを利用するつもりがないので介護保険に加入しなくてもいいですか？

A 介護保険は、介護の負担を社会全体で連帯して支えあう社会保険制度です。

サービスを利用するしないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての方が加入(被保険者となる)しなければなりません。外国籍の方も短期滞在などを除き、介護保険の被保険者となります。



介護保険被保険者証

介護保険被保険者証	
被 保 険 者	番 号
	住 所
	フリガナ
	氏 名
	生年月日
	性 別
交付年月日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	名古屋市 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

一人に1枚、介護保険被保険者証を交付します。医療保険の被保険者証とは別のものです。介護保険の申請などが必要になったときのために大切に保管しましょう。

- 65歳に到達する月(誕生日の前日が属する月)に交付します。
- 40歳から64歳までの方(第2号被保険者)は、要介護・要支援認定を受けた場合などに交付します。

住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう。裏面の注意事項をよく読みましょう。

**こんなときに
必要です**

- ★ 要介護・要支援認定の申請をするとき
- ★ 基本チェックリストによる判定を受けるとき
- ★ ケアプランの作成を依頼するとき
- ★ サービスを利用するとき など

介護予防や生活支援を行う事業もあります

高齢者の方が介護の必要な状態になることを予防し、住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を送ることができるように、日常生活に必要な支援を行う『介護予防・日常生活支援総合事業』(以下「総合事業」といいます。)を実施しています。

総合事業には、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。

介護予防・生活支援サービス事業

少し心身の機能が低下してきた方が、サービスを利用して自立した生活を目指す事業です。

この事業を利用できるのは

- ・ 要支援1・2の方
- ・ 基本チェックリストにより、「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と判定された方

【主な内容】

- 自宅で掃除・洗濯の家事などの手助けを受けるサービス(訪問サービス)
- 施設等に通って介護予防のための運動などを行うサービス(通所サービス) など

P25へ

一般介護予防事業

介護予防や認知症予防の活動に取り組んでいただくことで元気を維持する事業です。

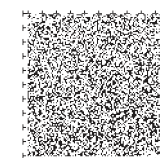
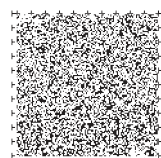
この事業を利用できるのは

- ・ 65歳以上のすべての方

【主な内容】

- 介護予防や認知症予防に役立つ知識や方法を学ぶ教室(いきいき教室)
- 身近な通いの場所(高齢者サロン) など

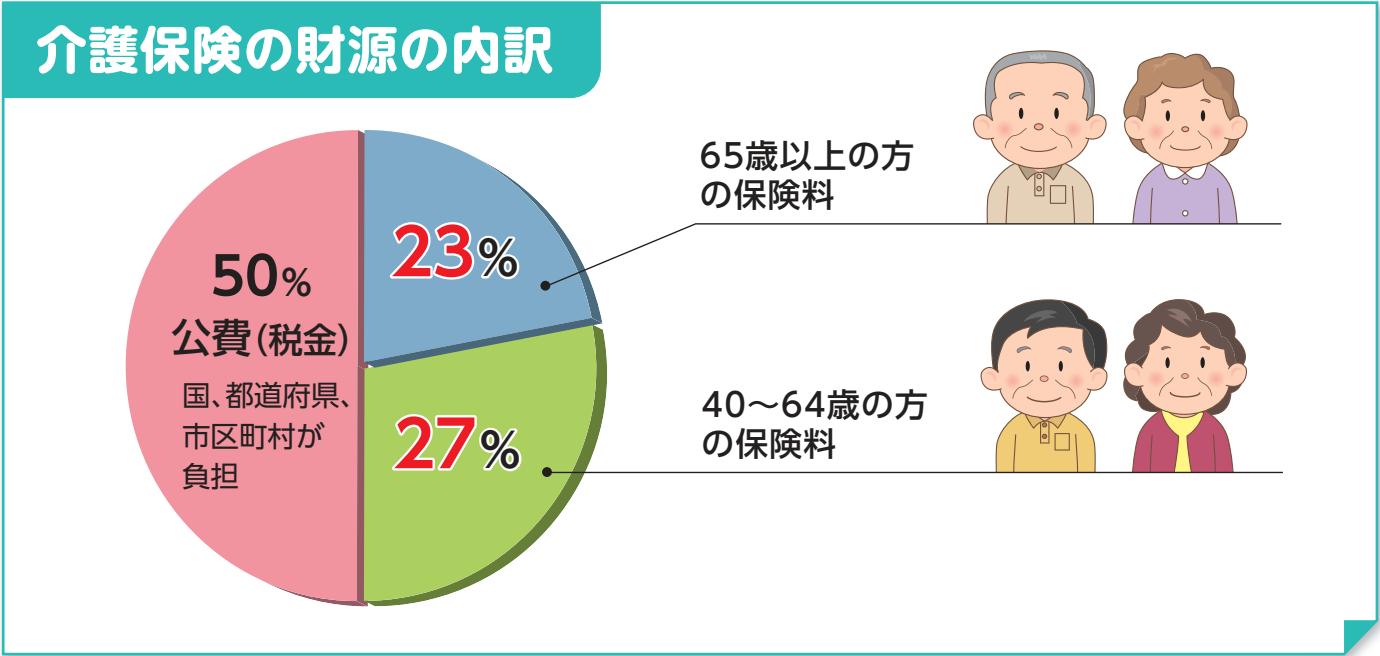
P28へ



社会全体で介護保険を支えています

40歳以上のみなさんが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。

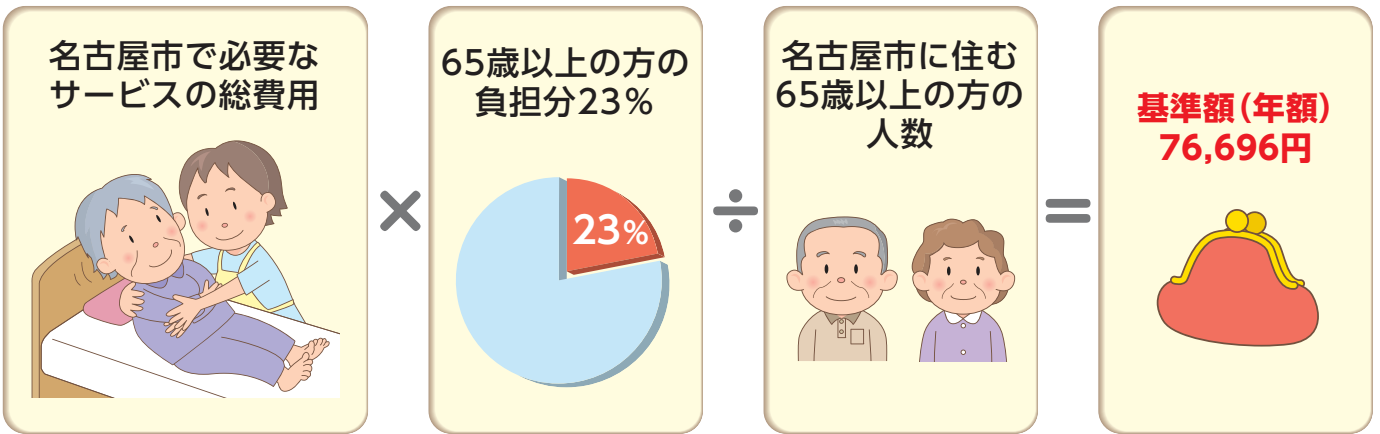
介護保険の財源の内訳



65歳以上の方の介護保険料の決め方

65歳以上の方の保険料は、名古屋市のサービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。(3年ごとに見直し)

基準額の決め方



介護保険料はこうなっています

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

- 平成30年度から平成32年度までの保険料の額は、所得などに応じて次の15段階に区分されています。低所得の方の負担が重くならないように配慮されています。
- 第1段階及び第2段階の保険料については、基準額に対する負担割合を0.45から0.4に軽減します(年間3,835円の軽減)。この軽減分は、消費税を財源とした公費投入によりまかなわれています。

保険料段階区分			保険料(年額)
第1段階	生活保護等を受けている方、又は 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方		30,679円 (基準額×0.4)
第2段階	世帯全員が 市町村民税 非課税	本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)の合計が80万円以下の方	30,679円 (基準額×0.4)
第3段階		本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)の合計が80万円を超え120万円以下の方	49,853円 (基準額×0.65)
第4段階		本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)の合計が120万円を超える方	57,522円 (基準額×0.75)
第5段階		本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)の合計が80万円以下の方	65,192円 (基準額×0.85)
第6段階	本人が 市町村民税 非課税で 同じ世帯に 市町村民税 課税者あり	本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)の合計が80万円を超える方	76,696円 (基準額)
第7段階		本人の合計所得金額が80万円未満の方	80,531円 (基準額×1.05)
第8段階		本人の合計所得金額が80万円以上 125万円未満の方	84,366円 (基準額×1.1)
第9段階		本人の合計所得金額が125万円以上 200万円未満の方	95,870円 (基準額×1.25)
第10段階		本人の合計所得金額が200万円以上 290万円未満の方	115,044円 (基準額×1.5)
第11段階		本人の合計所得金額が290万円以上 400万円未満の方	130,384円 (基準額×1.7)
第12段階		本人の合計所得金額が400万円以上 540万円未満の方	145,723円 (基準額×1.9)
第13段階		本人の合計所得金額が540万円以上 700万円未満の方	161,062円 (基準額×2.1)
第14段階		本人の合計所得金額が700万円以上 1,000万円未満の方	176,401円 (基準額×2.3)
第15段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上の方	191,740円 (基準額×2.5)

- ※実際に納めていただく保険料は10円未満を切り捨てた額になります。
- ※年金収入には、遺族年金や障害年金などの非課税年金は含まれません。
- ※合計所得金額とは、前年の1月から12月までの1年間の年金所得、給与所得、事業所得、土地・建物等や株式等の譲渡による所得などを合計した金額です。なお、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除が適用される場合は、この控除額を差し引いた金額となります。

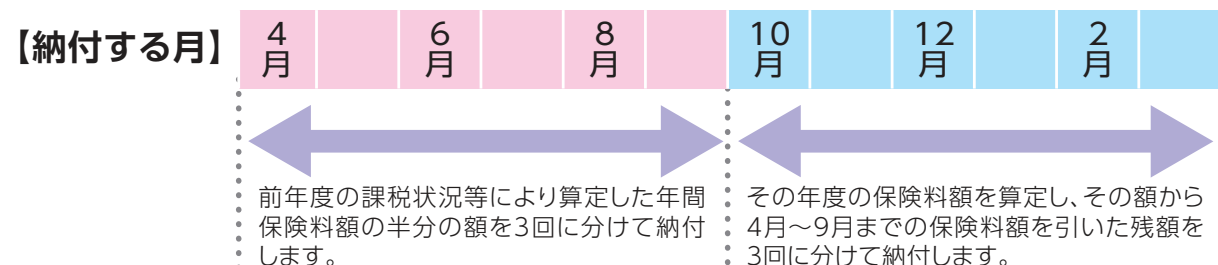
65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料の納め方

介護保険料の納め方には、「年金からの差し引き(特別徴収)」と「口座振替(自動払込)または納付書による納付(普通徴収)」があります。(被保険者の方が特別徴収か普通徴収かを選ぶことはできません。)

年金年額18万円以上の方(特別徴収)

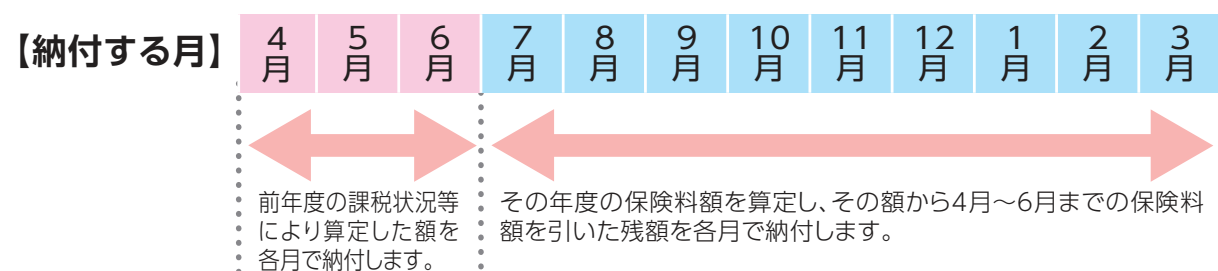
老齢・退職、遺族、障害年金のうち、いずれか1つでも年額18万円以上受給されている方は、年金が支給される際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。(手続きは必要ありません。)

ただし、年額18万円以上の方でも、65歳になられた方や市外から転入された方などは、当初、口座振替(自動払込)または納付書により、各月、納付していただきます。(普通徴収となります。)



年金年額18万円未満の方(普通徴収)

上記の特別徴収以外の方は、口座振替(自動払込)または納付書により納付していただきます。



介護保険料の納付は口座振替(自動払込)が便利です。

普通徴収の方の保険料の納付には、便利な口座振替(自動払込)をご利用ください。預(貯)金口座のある金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局または区役所福祉課の窓口へお申し込みください。(申し込み用紙は窓口にあります。)

申し込みの際にお持ちいただくもの

- 預(貯)金通帳等口座番号を確認できるもの
- 通帳お届け印
- 介護保険被保険者証



介護保険 Q&A

Q 保険料を納めないとどうなるの?

A 介護保険からの給付について制限を受けることがあります。
特別な事情もなく保険料を1年以上納めないと、介護サービス・介護予防サービスを利用したときに、納めていない期間に応じて以下のように介護保険からの給付について制限を受けることになります。
また、財産(預貯金や年金等)の差押えなどを受けることがあります。



1年以上納めないと...

介護サービス・介護予防サービスを利用したとき、費用の全額をいったん利用者が支払うことになります。
区役所に申請すると、保険給付が後日払い戻されます。

1年6カ月以上納めないと...

介護サービス・介護予防サービスを利用したとき、費用の全額をいったん利用者が支払うことになります。
区役所に申請しても、保険給付の払い戻しが一時差し止められます。

2年以上納めないと...

納めていない期間に応じて、利用者負担が引き上げられ※、高額介護サービス費等P34・35も支給されません。
※利用者負担1割、2割の方→3割
利用者負担3割の方→4割
(平成30年8月～)

保険料の納付の猶予・減免制度

災害により住宅などに著しい損害を受けたことや、生計を支えている方が長期間入院したことなどにより、保険料の納付にお困りの方は、申請により保険料の納付が猶予されたり、減免されることがあります。

減免の適用には、要件および申請期限があります。

詳しい内容につきましては、お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課へお問合せください。

40歳～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料の決め方・納め方

医療保険分の保険料に介護保険分の保険料を合わせて納付します。
介護保険分の保険料額は各医療保険者が、所得などに応じて決定します。

医療
保険分

+

介護
保険分

※40歳～64歳の方(第2号被保険者)の保険料につきましては、各医療保険者にお問合せください。

国民健康保険に加入している方

- ・世帯主が世帯員の分も合わせて納付します。
- ・同一世帯の被保険者数や各被保険者の所得金額、扶養家族の人数などに応じて保険料が異なります。
- ・国庫負担があります。

健康保険や共済組合などに加入している方

- ・給与の額に応じて異なります。
- ・半額は、事業主が負担します。
- ・40歳～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

あなたの今の状態に合わせたサービスを利用できます



まずは、いきいき支援センター P40 または区役所・支所 巻末 の担当窓口にご相談ください。

例えばこんな方は…

- ねたきり等で、明らかに介護サービスが必要
- 施設に入所したい
- 福祉用具(車イス・電動ベッド等)を借りたい
- 住宅改修(手すりの取り付け等)を行いたい



- 日常生活に不安があるため、訪問介護やデイサービスを利用したい
- 配食サービスを利用したい



- 元気なうちから介護予防に取り組みたい
- 引きこもりがちなので、サロンなどに参加したい



要介護・要支援認定

介護や支援が必要な度合い(要介護度)を判定します。

詳しくは
P12~



必要に応じて
認定申請を
案内すること
があります。

非該当の方

基本チェックリストによる判定(65歳以上の方)

介護予防や生活支援が必要かどうかを判定します。

詳しくは
P12~



非該当の方

要介護
1~5の方

介護サービス

(在宅系サービス、施設・居住系サービス)
を利用できます。

P16~

要支援
1・2の方

介護予防サービス

(訪問看護、福祉用具貸与等)
を利用できます。

P16~

介護予防・生活支援
サービス事業対象者

(介護予防や生活支援が必要
と判定された方)

介護予防・生活支援 サービス事業

(訪問サービス、通所サービス等)
を利用できます。

P25~

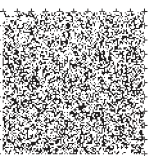
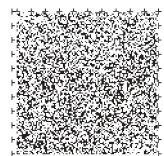
一般介護予防事業

(高齢者サロン、いきいき教室等)
を利用できます。

P28~



申請



サービスの利用手順①

いきいき支援センターや区役所・支所の窓口では、相談者の方に介護保険制度をご説明するとともに、希望されるサービス等に合わせた手続きをご案内します。

介護サービス・介護予防サービスの利用を希望される方は

要介護・要支援認定

介護サービス・介護予防サービスの利用を希望される方は、要介護・要支援認定を受けていただく必要があります。

要介護・要支援認定の申請

申請書については、申請種別により以下のとおり提出先・方法が異なります。

- 新規申請、区分変更申請** ※1 お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課の窓口にて手続きをしてください。
- 更新申請** 名古屋市介護認定事務センター ※2 へ郵送してください(事前にお送りする「更新申請案内」に同封されている返信用封筒をご利用ください)。

※1 区分変更申請とは状態の変化により認定の有効期間中に要介護度の変更を行うための申請。

※2 「名古屋市介護認定事務センター」は、名古屋市内の要介護認定等業務(更新申請の受付、認定調査票・主治医意見書の依頼、認定通知書の発送等)を集約して行うために平成30年4月から市内に1か所設置した機関です。

次のところでも申請の依頼ができます。

●いきいき支援センター ●高齢者いきいき相談室 ●居宅介護支援事業所 ●介護保険施設

申請に必要なもの

65歳以上の方

介護保険被保険者証

40～64歳の方

・加入している医療保険の被保険者証
・介護保険被保険者証(交付済の方のみ)

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。
かかりつけの医師がいる方は、申請することを医師へ伝えてください。

要介護・要支援認定の審査・判定

申請をすると、認定調査の後に審査・判定が行われ、介護や支援の必要な度合い(要介護度)が決まります。



- 認定調査 認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状態などについて調査を行います。
- 主治医の意見書 主治医が意見書を作成します。
- 一次判定 認定調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。
- 二次判定(審査・判定) 一次判定や主治医の意見書などをもとに、医師などの専門家が審査します。
- 結果通知 申請日から原則30日以内に通知します。

◆認定の有効期間
新規の認定の有効期間は、原則として6カ月間(最長1年間)で、申請日までさかのぼって有効となります。

要介護
1～5

要支援
1・2

非該当

申請

介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望される方は

基本チェックリストによる判定

介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望される方は、要支援認定を受けていただくか、または基本チェックリストによる判定を受けていただく必要があります。

要介護・要支援認定の申請をされ、その結果が非該当だった方でも、別途基本チェックリストによる判定を受けていただくことができます。その結果、介護予防・生活支援サービス事業の対象者と判定された場合、このサービスを利用することができます。

「基本チェックリスト」による判定は、当日に結果がわかります。

基本チェックリストの記入

窓口は、お住まいの地域を担当するいきいき支援センターまたはお住まいの区の区役所福祉課・支所区民福祉課です。

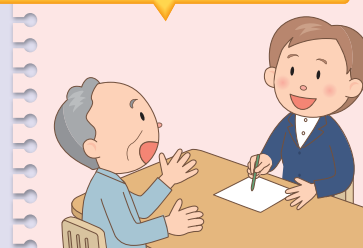
窓口で、基本チェックリストの用紙をお渡ししますので、記載された質問について、ご本人の状態にあてはまる選択肢を選んで記入していただきます。

窓口で必要なもの

65歳以上の方

介護保険被保険者証

基本チェックリストとは



日常生活の状況および心身の状態に関する25項目の質問により、現在の状態を確認するものです。
また、あわせてお尋ねする13項目の質問により、介護が必要な状態の可能性を確認し、必要に応じて要介護・要支援認定の申請のご案内をします。

事業
対象者

非該当

窓口での確認

窓口で職員が基本チェックリストの回答状況を確認し、介護予防や生活支援が必要な方(介護予防・生活支援サービス事業対象者※)かどうか当日中に判定します。

※以下、事業対象者といいます。

※事業対象者の有効期間は2年間です。



サービスの利用手順②

介護サービス情報公表システム

厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」は、全国の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、インターネットで自由に検索できるシステムです。ぜひ有効にご活用ください。

介護 公表

検索

検索

要介護1～5と認定された方は 介護サービスを利用できます

「要介護1～5」と認定された方は、介護サービスを利用できます。居宅介護支援事業所などに依頼して必要なサービスを具体的に盛り込んだ介護サービス計画（以下「ケアプラン」といいます）を作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

居宅介護支援事業所や施設の サービス利用の相談は無料です

ケアマネジャーまたはいきいき支援センターの職員が、利用者にあった「ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように、利用者を支援します。ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。

要介護
1～5

要支援
1・2

事業
対象者

非該当

在宅でサービスを利用したい

① 居宅介護支援事業所に ケアプラン作成を依頼

依頼する居宅介護支援事業所が決まったらお住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課に「サービス計画作成依頼届出書」を提出します。提出は本人以外でも可能です。



② ケアプランの作成

- ① 利用者の現状を把握
- ② サービス事業所との話し合い
- ③ ケアプランの作成

作成 居宅介護支援事業所

ケアマネジャーが利用者と面談し、問題点や課題を把握してサービス利用の原案を作成します。

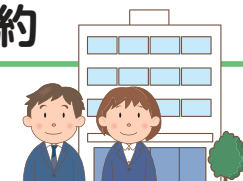
利用者本人や家族とサービス事業所の担当者がケアマネジャーを中心に話し合います。

作成されたケアプランの具体的な内容について利用者の同意を得ます。



③ サービス事業所と契約

訪問介護や通所介護などを行うサービス事業所と契約します。



④ 在宅系サービスを利用

P16～

施設に入所したい

① 介護保険施設等と契約

入所を希望する施設に直接申し込みます。居宅介護支援事業所などに紹介してもらうこともできます。

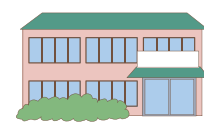


② ケアプランの作成

入所した施設で、ケアマネジャーが利用者に向けたケアプランを作成します。



③ 施設・居住系サービスを利用



P23～

※（看護）小規模多機能型居宅介護は施設でのサービス利用と同じ流れです。

事業所等をお探しの方の相談窓口



・居宅介護支援事業所をお探しの方

いきいき支援センター P40、区役所福祉課・支所区民福祉課 巻末 で相談できます。窓口には「居宅介護支援事業所ガイドブック」などの冊子があります。

・サービス事業所・施設をお探しの方

いきいき支援センター P40、区役所福祉課・支所区民福祉課 巻末 で相談できます。窓口には「老人ホーム入所のごあんない」などの冊子があります。担当のケアマネジャーが決まっている方は、ケアマネジャーに相談することもできます。

※名古屋市のウェブサイト「NAGOYAかいごネット」 巻末 から事業所の情報を検索できます。

要支援1・2と認定された方は

介護予防サービス
介護予防・生活支援サービス事業
を利用できます。

事業対象者と判定された方は

介護予防・生活支援サービス事業
を利用できます。

「要支援1・2」と認定された方は、介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。基本チェックリストで事業対象者と判定された方は、介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。いきいき支援センターが中心となってケアプランを作成するなど、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。

① いきいき支援センターにケアプラン作成を依頼

要支援1・2の方

お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課に「サービス計画作成依頼届出書」を提出します。提出は本人以外でも可能です。

事業対象者の方

基本チェックリスト判定時に「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」を提出します。

※要支援1・2の方で施設・居住系サービスを利用する場合は要介護1～5の施設入所と同じ流れです。

② ケアプランの作成

いきいき支援センター

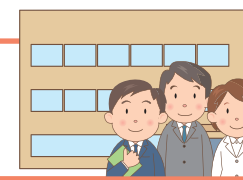
① いきいき支援センターの職員が利用者や家族と話し合い、利用者の心身の状況や生活歴などから課題を分析します。

② 目標を決めて達成するために必要なサービスを利用者や家族とサービス担当で検討し、それに基づいてケアプランを作成します。



③ サービス事業所と契約

サービス提供を行う事業所と契約します。



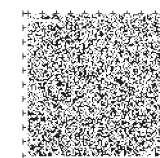
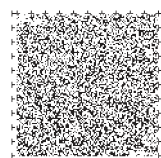
④ ケアプランにもとづいたサービスを利用

- 介護予防サービスを利用（要支援1・2の方のみ）…………… P16～
- 介護予防・生活支援サービス事業を利用…………… P25～



一般介護予防事業
を利用

P28～



申請

介護サービス・介護予防サービス

全サービス共通

地域密着型サービス は、原則、名古屋市民の方のみ利用できます。

在宅系サービス

【自宅へ訪問する】

▼日常生活を支援するサービスを受ける

訪問介護 (ホームヘルプサービス)

共生型サービス

要介護
1～5

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を受けていただくサービスです。

身体介護中心

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシーツの交換 など

生活援助中心

- 住居の掃除 ●洗濯
- 買い物 ●食事の準備、調理 など

ご注意ください! 以下のサービスは、介護保険の対象となりません。

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人以外の家族のための家事 ●ペットの世話 ●預金の引き出し、預け入れ
- 留守番 ●来客の応対 ●家具の移動や修繕、模様替え ●草むしり など



▼自宅に入浴する

訪問入浴介護

(介護予防訪問入浴介護)

自宅に浴槽を持ち込み、入浴の介助を受けていただくサービスです。



要介護
1～5

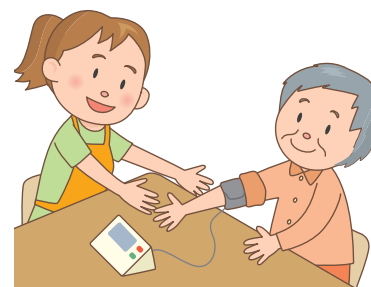
要支援
1・2

▼看護師などによる訪問を受ける

訪問看護

(介護予防訪問看護)

看護師などが自宅を訪問し、点滴の管理等を行うサービスです。



要介護
1～5

要支援
1・2

▼自宅でリハビリをする

訪問リハビリテーション

(介護予防訪問リハビリテーション)

リハビリの専門家が訪問し、自宅でリハビリを受けていただくサービスです。



要介護
1～5

要支援
1・2

▼医師などによる療養上の管理や指導を受ける

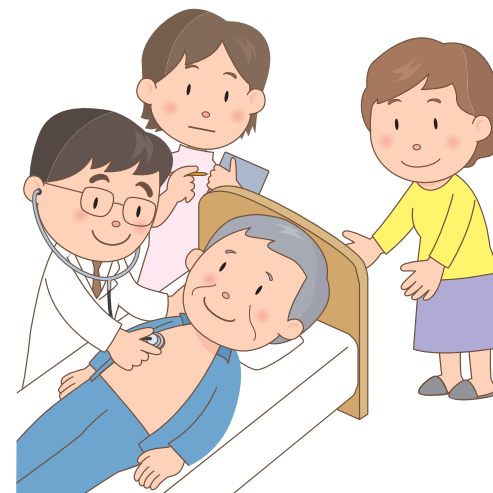
居宅療養管理指導

(介護予防居宅療養管理指導)

要介護
1～5

要支援
1・2

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けていただくサービスです。



▼夜間に訪問介護を受ける

夜間対応型訪問介護

地域密着型サービス

要介護
1～5

夜間に定期的な巡回で介護を行う訪問介護、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を行う随時対応の訪問介護などがあります。



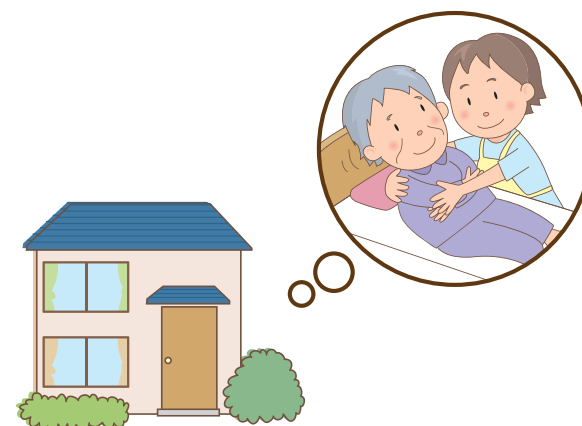
▼24時間対応の訪問介護・訪問看護を受ける

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

地域密着型サービス

要介護
1～5

密接に連携をとっている介護職員と看護師などが定期的な訪問を行います。また、通報や電話などにより、随時対応も行います。

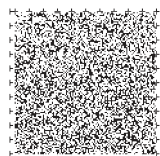
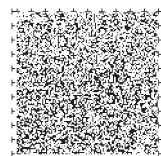
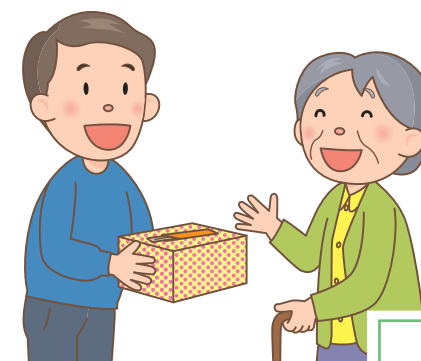


▼弁当の配達とともに安否確認をする

生活援助型配食サービス

要介護
1～5

自立した生活や栄養改善等のため、1日1食を限度として、自宅に弁当の配達を行います。また、配達時に安否確認を行い、必要な場合には関係機関等に連絡させていただきます。



【施設に通って利用する】

▼施設に通って食事・入浴などのサービスを受ける

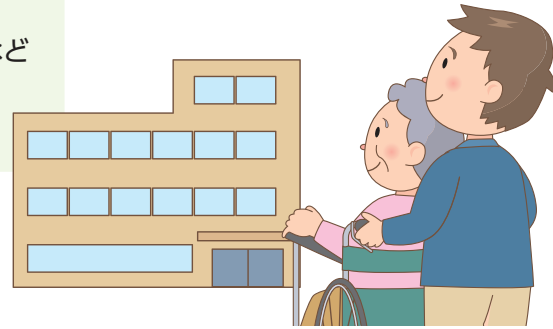
通所介護(デイサービス) **共生型サービス**

要介護
1～5

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けていただくサービスです。

基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練(個別機能訓練)
 - 食事に関する指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。



▼小規模な施設に通って食事・入浴などのサービスを受ける

地域密着型通所介護

地域密着型サービス **共生型サービス**

要介護
1～5

定員18人以下の小規模なデイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けていただくサービスです。



▼認知症の方が施設に通って食事・入浴などのサービスを受ける

認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)

地域密着型サービス

要介護
1～5
要支援
1・2

認知症の方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けていただくサービスです。

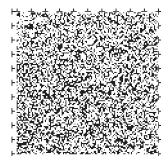


介護サービスをご利用の方へ

平成30年4月から共生型サービスが創設されます

変わります

障害のある方が介護保険を利用する場合、平成30年4月からは、「共生型サービス」としてこれまで利用していた障害福祉事業所から引き続きサービスを受けられる場合があります。詳しくはケアマネジャーや現在ご利用の事業所などへご確認ください。



▼施設に通ってリハビリをする

通所リハビリテーション(デイケア) (介護予防通所リハビリテーション)

要介護
1～5
要支援
1・2

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などを受けていただくサービスです。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。



【通いを中心とした複合的なサービス】

▼通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)

要介護
1～5
要支援
1・2

地域密着型サービス

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅への「訪問」(介護)、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けいただけます。



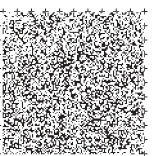
▼通い・訪問・泊まりに看護を組み合わせたサービスを受ける

看護小規模多機能型 居宅介護

要介護
1～5

地域密着型サービス

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅への「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けいただけます。



【生活する環境を整える】

▼自立した生活を送るための福祉用具を借りる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

要介護
1～5

要支援
1・2

次の13種類が貸し出しの対象となります。

原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ利用できます※。

⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1～3の方も利用できます。)

- ① 手すり(工事をとまなわないもの)
- ② スロープ(工事をとまなわないもの)
- ③ 歩行器
- ④ 歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等)
- ⑤ 車いす
- ⑥ 車いす付属品(クッション、電動補助装置等)
- ⑦ 特殊寝台(電動ベッド)
- ⑧ 特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等)
- ⑨ 床ずれ防止用具
- ⑩ 体位変換器(起き上がり補助装置を含む)

- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む)
- ⑫ 移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む)
- ⑬ 自動排せつ処理装置



※原則として対象となっていない用具も必要と認められた場合は例外的に借りることができる場合もあります。

費用の1割～3割が利用者負担です*。(用具の種類、事業所によって費用は異なります。)

▼トイレ・入浴関連の福祉用具を買う

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

申請が
必要です

要介護
1～5

要支援
1・2

次の福祉用具を指定の事業所から購入する場合に対象となります。支払い方法は2通りあります。

【受領委任払い方式】

登録事業所を利用する場合、利用者は費用の1割～3割を事業所に支払います。

【償還払い方式】

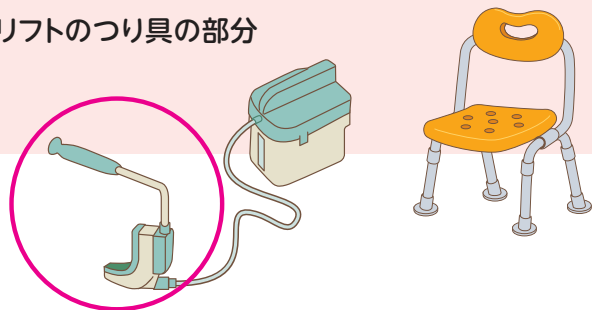
登録事業所以外を利用する場合、利用者は費用の全額を事業所に支払います。その後、名古屋市から利用者に9割～7割が支給されます。

※区役所福祉課または支所区民福祉課に申請が必要です。
※指定の事業所以外から購入した場合は、対象となりません。
※利用限度額は1年度(4月1日から1年間)あたり10万円です。超えた額は全額自己負担となります。

- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- 簡易浴槽
- 自動排せつ処理装置の交換可能部品
- 移動用リフトのつり具の部分
- 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)

交換部品

※レシーバー、チューブ、タンクなどのうち、尿や便の経路となるもの



費用の1割～3割が利用者負担です*。(用具の種類、事業所によって費用は異なります。)

*利用者負担3割は、平成30年8月から実施(P31を参照)。

▼より安全な生活が送れるように住宅を改修する

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

事前の
申請が必要です

要介護
1～5

要支援
1・2

生活環境を整えるための小規模なリフォーム(住宅改修)のうち、下記の工事が対象となります。支払い方法は2通りあります。

【受領委任払い方式】

登録事業所を利用する場合、利用者は費用の1割～3割を事業所に支払います。

【償還払い方式】

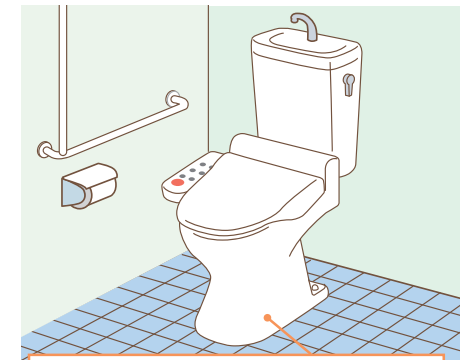
登録事業所以外を利用する場合、利用者は費用の全額を事業所に支払います。その後、名古屋市から利用者に9割～7割が支給されます。

※着工前に区役所福祉課または支所区民福祉課に申請が必要です。
※利用限度額は利用者1人あたり20万円です。超えた額は全額自己負担となります。ただし、引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合は、再度利用できます。
※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか区役所の窓口にご相談しましょう。

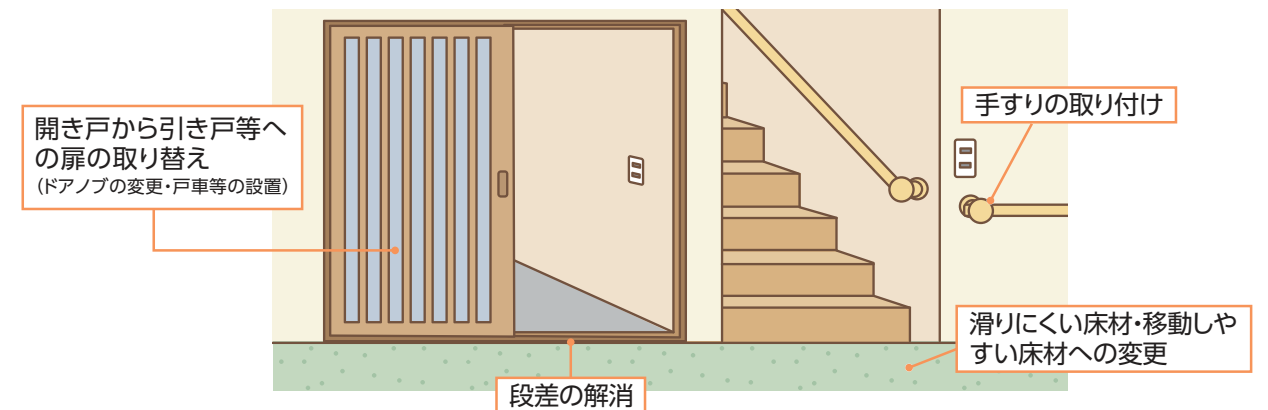
◎介護保険の対象となる工事

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事



和式便器から洋式便器への取り替え

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。



◎手続きの流れ【償還払い方式(後から払い戻される)の場合】

相談・検討

●区役所福祉課または支所区民福祉課の窓口やケアマネジャーに相談します。

申請

●工事を始める前に、区役所福祉課または支所区民福祉課の窓口へ、住宅改修が必要な理由書や申請書、改修予定箇所の写真(日付入り)等、必要書類を提出し、改修の申請をします。

工事・支払い

●区役所福祉課または支所区民福祉課の審査結果を受けてから着工します。
●改修後、写真を撮影します(日付入り)。
●改修費用をいったん全額自己負担して事業所に支払います。

払い戻し(工事完了)の手続き

●工事が完了したら、区役所福祉課または支所区民福祉課の窓口へ写真や領収書等を提出し、改修が終わったことを伝えます。

払い戻し

●工事が介護保険の対象であると認められた場合、20万円を限度に工事代金の9割～7割が支給されます。

費用の1割～3割が利用者負担です*。(工事の種類、事業所によって費用は異なります。)

*利用者負担3割は、平成30年8月から実施(P31を参照)。

【短期間施設に入所する】

▼自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

短期入所生活介護 (ショートステイ) (介護予防短期入所生活介護)

共生型サービス

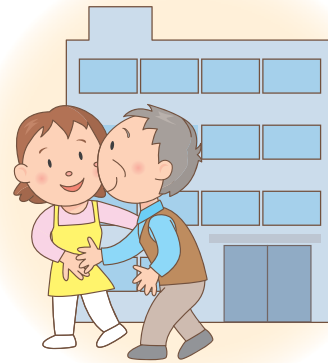
要介護
1～5

要支援
1・2

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けていただくサービスです。



施設に
短期間泊まる



▼医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

短期入所療養介護 (医療型ショートステイ) (介護予防短期入所療養介護)

要介護
1～5

要支援
1・2

介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的管理の下に介護、機能訓練などを受けていただくサービスです。



施設に
短期間泊まる



【居室の違い】

- 従来型個室：共同生活室(リビング)を併設していない個室
- 多床室：定員2人以上の個室ではない居室
- ユニット型個室：共同生活室(リビング)を併設している個室

施設・居住系サービス

▼認知症の方が施設で共同生活を送る

認知症対応型共同生活介護

【認知症高齢者グループホーム】

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

地域密着型サービス

認知症の方が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けていただくサービスです。

要介護
1～5

要支援
2



▼有料老人ホームなどに入居している方が介護サービスを受ける

特定施設入居者生活介護

(介護予防特定施設入居者生活介護)

指定を受けた有料老人ホームなどに入居している方に食事・入浴などの介護や機能訓練を受けていただくサービスです。サービスは、施設の職員がサービスを行う包括型(一般型)と、外部の事業所がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。

要介護
1～5

要支援
1・2



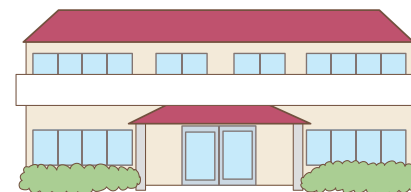
▼小規模な有料老人ホームなどに入居している方が介護サービスを受ける

地域密着型 特定施設入居者生活介護

地域密着型サービス

定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどに入居している方へのサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けていただけます。

要介護
1～5



▼生活介護が中心の施設に入所する

介護老人福祉施設

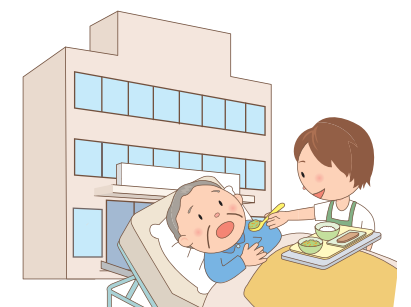
(特別養護老人ホーム)

つねに介護が必要で、自宅では介護できない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護を受けていただけます。

新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方です。

※やむを得ない事情がある場合、要介護1・2の方も入所を認められる場合があります。

要介護
3～5



▼小規模な生活介護が中心の施設に入所する

地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

要介護
3～5

地域密着型サービス

定員29人以下の小規模な施設です。つねに介護が必要で、自宅では介護できない方が対象です。食事・入浴などの介護を受けていただけます。



新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方です。

※やむを得ない事情がある場合、要介護1・2の方も入所が認められる場合があります。

▼介護やリハビリが中心の施設に入所する

介護老人保健施設

要介護
1～5

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護の必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けて、家庭への復帰を目指します。



▼病院での療養が中心の施設に入所する

介護療養型医療施設

要介護
1～5

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養の必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設で、医療や看護などを受けていただけます。



▼長期間、医療が必要な方向け

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供します。

変わります

要介護
1～5



※平成30年4月現在、市内に対象施設はありません。

介護予防・生活支援サービス事業

介護が必要な状態になることを予防し、自立した生活を目指した生活支援のサービスです。心身の状態に応じて適切なサービスが受けられます。

訪問サービス

予防専門型訪問サービス

共生型サービス

要支援
1・2

事業
対象者

ホームヘルパーが自宅を訪問し、生活機能の維持・向上を図るために、身体介護及び掃除・洗濯等の生活支援を受けていただくサービスです。



生活支援型訪問サービス

要支援
1・2

事業
対象者

ホームヘルパーや名古屋市が開催する介護や生活支援の技術を学ぶ研修を修了した方が自宅を訪問し、自立を目指した計画のもと、掃除・洗濯・調理等の生活支援を受けていただくサービスです。



地域支えあい型訪問サービス

要支援
1・2

事業
対象者

地域の元気な高齢者を中心としたボランティアが自宅を訪問し、ゴミ出しや電球の交換等の日常のちょっとした困りごとに対する生活支援を受けていただくサービスです。

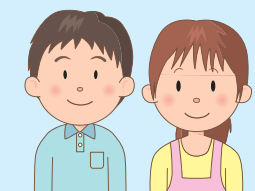
利用者負担はありません。

なお、地域支えあい手帳(※)の交付にあたっては、実費300円が必要となります。

※サービスの利用説明を掲載しており、サービスの利用を記録いただくものです。

○お住まいの地域によっては、提供できない場合があります。

(現在、全市での展開を目指し、順次、実施地域を拡大しています。)



訪問サービスのうち、「予防専門型訪問サービス」と「生活支援型訪問サービス」は、併用できません。

通所サービス

予防専門型通所サービス

共生型サービス

要支援
1・2

事業
対象者

デイサービスセンター等の施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けていただくサービスです。



ミニデイ型通所サービス

要支援
1・2

事業
対象者

デイサービスセンター等の施設において、自立した生活を目指し、『なごや介護予防・認知症予防プログラム』P27を活用した機能訓練等を受けていただくサービスです。(原則6カ月間)



運動型通所サービス

要支援
1・2

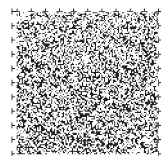
事業
対象者

デイサービスセンターや老人保健施設、フィットネスクラブ等において、転倒予防や足腰の筋力保持のため、自宅でもできる軽い運動や体操等を行います。(原則6カ月間)

○サービスの中に「送迎」は含まれません。



通所サービスのうち、「予防専門型通所サービス」、「ミニデイ型通所サービス」、「運動型通所サービス」は併用できません。(いずれか1つのサービスをご利用いただけます。)



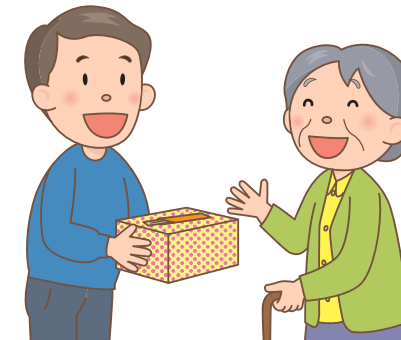
生活支援サービス

自立支援型配食サービス

要支援
1・2

事業
対象者

自立した生活や栄養改善等のため、1日1食を限度として、自宅に弁当の配達を行います。また、配達時に安否確認を行い、必要な場合には関係機関に連絡させていただきます。



『なごや介護予防・認知症予防プログラム』 心と身体の維持・改善を目指します!!

プログラム内容

ウォーミングアップ

自宅でも簡単にしやすい体操で、体を温め動かしやすい状態にします。

栄養

栄養バランスのよい食事や簡単な調理法について学び、実生活に取り入れられるよう支援します。

アセスメント

体力測定等を行い、体の状態を確認します。

口腔

お口の体操で嚥む力や唾液を増やし、十分な栄養を吸収できるよう支援します。

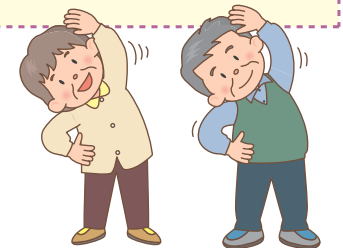
運動 (脳賦活運動)

グループで運動しながら、計算やじゃんけん等、ルールに沿って頭を使います。

セルフチャレンジ プログラム

個々に目標を立て、自分らしく楽しく取り組みます。

運動・栄養・口腔分野などの専門家が検討して作ったプログラムです。介護を予防する取り組みの中でも、認知症の予防に効果があるといわれる内容を取り入れています。また、心と体の両方に働きかけることができるよう、さまざまな内容を効果的に組み合わせています。



参加人数 少人数のグループで楽しく行います。 **実施期間** 目安として、6カ月間(週1回)となります。

プログラム参加者の声

普段食べていない食材がわかり、心がけて食べるようになりました。

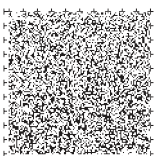
(74歳)

自宅でも運動できるようになり、トイレでの立ち上がりがスムーズにできるようになりました。

(76歳)

ウォーミングアップを続けることで、肩や膝の痛みがなくなりました。

(82歳)



一般介護予防事業

高齢者の方が介護予防の活動に取り組んでいただけるよう、介護予防や認知症予防の知識を学ぶ教室を開催したり、身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することができる通いの場を提供しています。教室などの開催日時は、それぞれのお問合せ先へお尋ねください。

対象者 65歳以上のすべての方

利用者負担

利用者負担はありません。
(ただし、教材費や宿泊費等の実費負担は別途必要です。)

保健センターでは

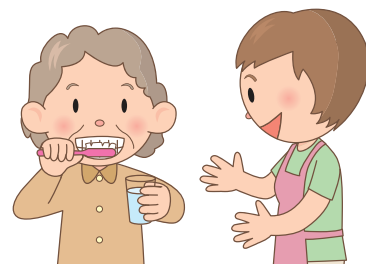
いきいき教室

各区の保健センター等において、認知症予防や運動機能、栄養、口腔等に関する介護予防教室や講演会等を開催しています。

【お問合せ先】

各区の保健センター ▶

P43



休養温泉ホーム松ヶ島では

健康イベント・健康宿泊プラン

休養温泉ホーム松ヶ島において、保健師などによる健康相談や健康講話を定期的に行うとともに、健康指導を中心とした宿泊プランを提供しています。

【お問合せ先】

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島

電話 0594-42-3330

大学では

なごや健康カレッジ

健康づくりのきっかけとなるよう、大学と連携して科学的根拠を重視した、楽しく続けられる健康づくり講座を開催しています。

【お問合せ先】

健康福祉局 健康増進課

電話 972-3078

身近な場所では

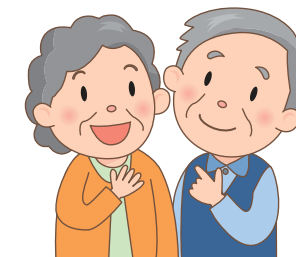
高齢者サロン

高齢者の方が、身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流できる場所です。地域の住民の方などが高齢者サロンを開催しています。

【お問合せ先】

各区社会福祉協議会 ▶

P43



福祉会館では

認知症予防教室

各区の福祉会館において、認知症予防のための運動を行うほか、認知症予防に役立つ知識や活動について学ぶ教室を開催しています。

【お問合せ先】

各区の福祉会館 ▶

P43



コミュニティセンターでは

高齢者はつらつ長寿推進事業

コミュニティセンターなどの身近な場所において、レクリエーションや趣味の教室等を通じて仲間づくりのできるプログラムを行っています。

【お問合せ先】

各区の社会福祉協議会 ▶

P43

知っておきたい 高齢者サロン Q&A

Q どんなことをしているの？

A おしゃべりや情報交換、茶話会や食事会、体操、ゲーム、季節の行事など、高齢者サロンによってさまざまです。

Q どんなところでやっているの？

A コミュニティセンターや集会所、個人宅など、色々な場所で開かれています。

Q いつ開かれているの？

A 月1～2回など、定期的に開かれています。高齢者サロンによって開催頻度は異なります。



高齢者サロンは、誰でも参加できる、地域の『お茶の間』のようなところです。お近くでお気に入りの場所が見つかるかもしれません。ぜひ足を運んでみてください。

介護予防でいつまでもハツラツと!

ねたきりのきっかけは身近なこと

介護が必要になってしまったきっかけは、「年をとって体を動かすことがおっくうになった」、「歯が抜けて食べ物が思うように食べられなくなった」などです。ねたきりとは関係ないことのように思われますが、体を動かさなかったり栄養が不足したりすれば筋力が低下し、転倒しやすくなります。転倒が原因で骨折すると、そのままねたきりの状態になる危険性が高いのです。いつまでもハツラツと過ごすためにも、心身の老化のサインに早く気づき、体の機能を維持・向上させるなどの対応をしていくことが大切です。

このような流れでねたきりにならないよう、介護予防をしましょう!!

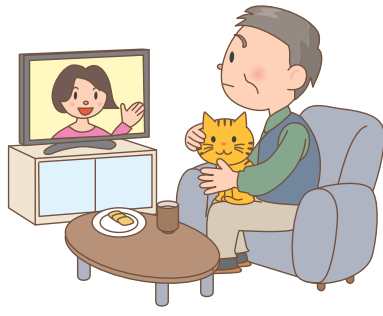
1 最近、よくつまずくようになった



2 家の中や外出先で転んでしまった
(運動器の機能低下)



3 転ぶのがこわくて外出しなくなった
(閉じこもりの状態)



4 動かないので食欲もわかず欠食するようになった
(低栄養の状態)



5 ますます筋力が低下。立つこともままならない状態に
(生活機能の低下)



6 ついにはねたきり...



元気なうちから介護予防!

今はまだ不自由なく動けるから自分は大丈夫、という過信は禁物。元気なときこそ介護予防に取り組むチャンスです。体力づくりや食生活の改善、口腔ケアなど、日々の生活ですぐにできることから始めましょう。



サービスにかかる費用

サービスを利用した場合、原則として費用の1割～3割を負担し、9割～7割が介護保険から給付されます。

※利用者負担3割は平成30年8月から実施。

利用者負担
1割～3割

介護保険給付
9割～7割

サービス費用(10割)

サービスの利用者負担割合

負担割合	基準(以下①②のいずれにも該当する場合)
平成30年8月から 3割※1	①本人の合計所得金額※2が220万円以上 ②同一世帯の65歳以上の方の年金収入※3と 合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)の合計が 単身世帯 340万円以上 2人以上世帯 463万円以上
2割	①本人の合計所得金額※2が160万円以上 ②同一世帯の65歳以上の方の年金収入※3と 合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)の合計が 単身世帯 280万円以上 2人以上世帯 346万円以上
1割	上記以外の方

平成30年8月から
変わります

・上記の表にかかわらず、64歳以下の方、市町村民税非課税の方や生活保護等を受けている方の負担割合は1割です。

※1 3割となる基準は、平成30年1月時点での国の資料をもとに作成しており、今後、変更になる可能性があります。

※2 「合計所得金額」とは、前年の1月から12月までの1年間の年金所得、給与所得、事業所得、土地・建物等や株式等の譲渡による所得などを合計した金額です。なお、平成30年8月からは、土地・建物等の譲渡所得金額に係る特別控除額を差し引いた金額となります。

※3 年金収入には、遺族年金や障害年金などの非課税年金は含まれません。

介護保険負担割合証

介護保険負担割合証	
交付年月日	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	性別
利用者負担の割合	適用期間
保険者番号並びに保険者の名称及び印	名古屋市 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

介護保険で認定を受けた方及び事業対象者の方には、一人に1枚、介護保険負担割合証を交付します。サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合(1割～3割)を記載しています。

■適用期間は8月～翌年7月で、毎年交付します。

■負担割合証は毎年色が変わります。

住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう

利用者負担の割合(1割～3割)を記載しています

こんなときに
必要です

★サービスを利用するとき
(介護保険被保険者証とあわせてサービス事業所等に提示してください)
など

在宅系サービス等の支給限度額

介護サービス・介護予防サービスの在宅系サービス及び介護予防・生活支援サービス事業は要介護度ごとに利用できる限度額が決められています。限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。



サービスの支給限度額

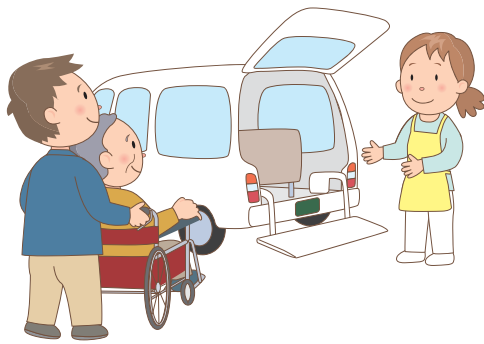
要介護状態区分	支給限度額 (1カ月の目安)
要支援 1・ 事業対象者	50,030円
要支援 2	104,730円
要介護 1	166,920円
要介護 2	196,160円
要介護 3	269,310円
要介護 4	308,060円
要介護 5	360,650円

上記は目安であり、利用するサービスによって異なります。

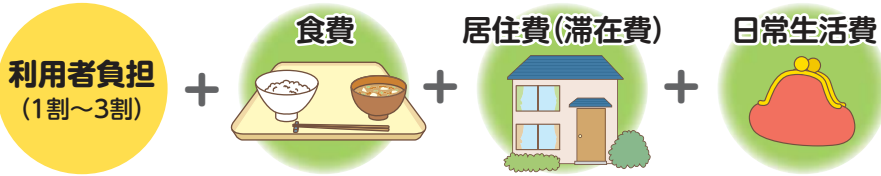
支給限度額の中には含まれないサービスもあります

- 特定福祉用具購入(1年間10万円まで)
- 居宅介護住宅改修(20万円まで)
- 居宅療養管理指導
- 地域支えあい型訪問サービス
- 配食サービス(生活援助型・自立支援型)

※介護予防サービスについても同様です。
※施設に入所して利用するサービスは、支給限度額に含まれません。



短期入所、施設・居住系サービスを利用した場合



※日常生活費…身の回り品の費用・教養娯楽費など

居住費(滞在費)、食費の目安

P23のサービス(介護老人福祉施設を除く)は対象外です

利用者の負担額は施設との契約により決まり、居室の種類や施設により異なります。世帯に市町村民税を課税されている方がいる場合は、下表の金額が標準的な費用となります。

利用者負担額 (月額)	居住費(滞在費)			食費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室 従来型個室	多床室	
特別養護老人ホーム 短期入所生活介護	1,970円	1,640円 <1,150円>	840円	1,380円
介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 短期入所療養介護		1,640円	370円	

※〈 〉内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額です。

※施設の設定した居住費(滞在費)・食費が上表の金額を下回る場合は、施設の設定した金額が基準となります。

※居室の種類については、右記のように区分けされます。

居室の種類	
ユニット型個室	共有リビングがある完全個室部屋
ユニット型個室的多床室	共有リビングがある簡易個室部屋
従来型個室	共有リビングがない個室部屋
多床室	相部屋

所得の低い方は居住費(滞在費)・食費が軽減されます

P23のサービス(介護老人福祉施設を除く)は対象外です

下表の第1から第3段階に該当する方は、下表の限度額までの負担となります。あらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、発行された負担限度額認定証を、サービスを利用する施設に提示する必要があります。ただし、一定以上の預貯金等の資産がある場合は、対象外となります。*1

利用者負担額 (月額)	居住費(滞在費)の限度額			食費の 限度額
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室 従来型個室	多床室	
第1段階 ● 高齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 ● 生活保護の受給者など	820円	490円 <320円>	0円	300円
第2段階 ● 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入(遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む)と合計所得金額*2の合計が80万円以下の方	820円	490円 <420円>	370円	390円
第3段階 ● 世帯全員が市町村民税非課税で第2段階に該当しない方	1,310円	1,310円 <820円>	370円	650円

※〈 〉内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額です。
※施設の設定した居住費(滞在費)・食費が限度額を下回る場合は、施設の設定した金額が基準となります。
※限度額を超えた分は、特定入所者介護サービス費として介護保険から施設に支払われます。

*1 世帯が分かれていても配偶者に市町村民税が課税されている場合や、預貯金等が一定額(単身1,000万円、夫婦2,000万円)を超える場合などは対象外となります。

*2 「合計所得金額」とは、前年の1月から12月までの1年間の年金所得、給与所得、事業所得、土地・建物等や株式等の譲渡による所得などを合計した金額です。なお、平成30年8月からは、年金所得及び土地・建物等の譲渡所得金額に係る特別控除額を差し引いた金額となります。

住民税が課税されている世帯に対する居住費・食費の軽減

負担限度額の認定は住民税が課税されている世帯は対象になりませんが、高齢夫婦などで一方が施設に入所した場合、在宅で生活する配偶者が生計困難にならないよう、一定の要件を満たす場合には、居住費・食費が軽減されます。

介護保険の利用者負担が高くなったとき

高額介護サービス費



同じ世帯の利用者が、同じ月に利用した介護サービス・介護予防サービスの利用者負担の合計が、一定の上限額を超えたときは、超えた分を支給します。(初回のみ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請していただければ、以後は自動的に口座に振り込まれます。)
介護予防・生活支援サービス事業の利用者負担についても同様の制度(総合事業高額サービス費)があります。



介護保険以外の公費助成制度で受給者証の交付を受けている方(公費負担医療受給者)のうち、公費分本人負担が生じた方は、公費分本人負担にかかる領収書及び受給者証を添付のうえ、別途申請できます。

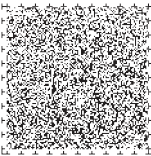
利用者負担の負担上限額(月額)

利用者負担段階区分		上限額
生活保護の受給者など		15,000円(個人)
	・老齢福祉年金受給者 ・年金収入※1と合計所得金額※2の合計が80万円以下の方	15,000円(個人)
世帯全員が市町村民税非課税		24,600円
市町村民税課税者がいる世帯		44,400円※3

※1 年金収入には、遺族年金や障害年金などの非課税年金は含まれません。
※2 「合計所得金額」についてはP33を参照してください。
※3 1割負担者のみの世帯(課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて、世帯内の65歳以上の方の収入合計が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上である世帯を除く。)については、年間上限額446,400円(37,200円×12カ月)が設定されます。〔3年間の時限措置(平成29年8月から平成30年7月までの1年間のサービス分から)〕

このような費用は対象となりません

- 特定福祉用具購入の利用者負担分
- 支給限度額を超える利用者負担分
- 居宅介護住宅改修の利用者負担分
- 居住費(滞在費)・食費・日常生活費など
- 配食サービス(生活援助型・自立支援型)の利用者負担分

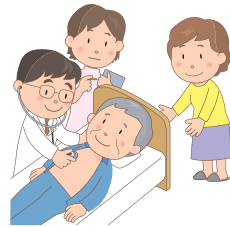


介護保険と医療保険の利用者負担が高くなったとき

高額医療合算介護サービス費



年間の介護サービス・介護予防サービスと医療費の利用者負担(それぞれのサービスの限度額適用後の利用者負担)の合計が一定の限度額を超えたときは、超えた分を支給します。



「高額介護サービス費」の支給に加え、各医療保険(国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度)における世帯内で、1年間(8月から翌年7月)の医療保険と介護保険の利用者負担額を合算した額から世帯の負担限度額(年額)を差し引いた額が501円以上となる場合、この限度額を超えた分の内、介護保険にかかる部分を「高額医療合算介護サービス費」として支給します。なお、医療保険にかかる部分については「高額介護合算療養費」として医療保険者より支給されます。

※介護予防・生活支援サービス事業と医療費の利用者負担(それぞれサービスの限度額適用後の利用者負担)の合計についても同様の制度(総合事業高額医療合算サービス費)があります。

世帯の負担限度額(年額)

【70歳以上の方、後期高齢者医療の方】

平成30年8月から変わります

所得区分		保険区分	
		・後期高齢者医療(世帯内の被保険者)+介護保険 ・被用者保険又は国民健康保険(世帯内の70～74歳)+介護保険	
		～平成30年7月	平成30年8月～
①	一定以上所得がある世帯	67万円	212万円
	課税所得 690万円以上		141万円
	380万円以上690万円未満		67万円
② 一般世帯		56万円	56万円
③ 市町村民税非課税世帯		31万円	31万円
④ ③のうち、所得が一定以下の世帯		19万円	19万円

※所得区分④の世帯の中で、サービスを実際に利用している方が複数いる場合は、③の負担限度額が適用されます。

【70歳未満の方】

所得区分		被用者保険または国民健康保険(世帯内の70歳未満)+介護保険
所得額	901万円超	212万円
	600万円超901万円以下	141万円
	210万円超600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
市町村民税非課税世帯		34万円

所得区分

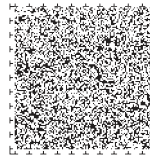


所得区分は基準日(7月31日)現在の医療費の利用者負担限度額で適用される区分です。

所得



所得とは、前年中(1月～7月は前々年中)のすべての所得(退職所得を除く)を合計した金額から基礎控除額(33万円)を差し引いた後の額です。



その他の負担軽減

認知症高齢者グループホーム居住費助成

申請が必要です

認知症高齢者グループホームに入居する、以下の①～③すべての要件を満たす方に対して、月額20,000円を上限に居住費を助成します。
あらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、発行された助成認定証を、サービスを利用するグループホームへ提示する必要があります。

対象となる方

- ①市町村民税非課税世帯
(別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も市町村民税非課税)
- ②本人の年金収入(遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む)と合計所得金額※の合計が80万円以下
- ③預貯金等が一定額以下(単身1,000万円、夫婦2,000万円)

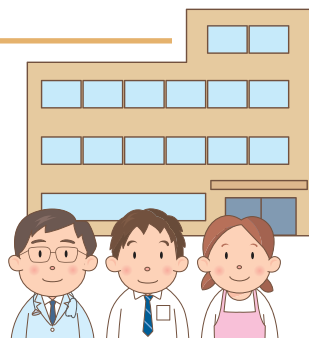
※合計所得金額についてはP33を参照。

*生活保護受給者もしくは中国残留邦人等支援給付受給者については、助成の対象になりません。

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度(社福軽減)

申請が必要です

生活保護受給者もしくは、中国残留邦人等支援給付受給者(以下、生活保護受給者等という。)または市町村民税非課税世帯で世帯収入や預貯金等が一定条件にあてはまる方については、軽減を実施している社会福祉法人等が利用者負担を減額する制度があります。
あらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、発行された社福軽減の確認証を、サービスを利用する施設等へ提示する必要があります。



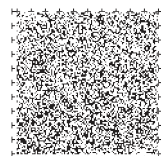
内容

軽減を実施している社会福祉法人及び名古屋市が行っている以下のサービスについて、利用者負担(1割)、居住費(滞在費)および食費の一部が減額されます。生活保護受給者等については、特別養護老人ホームまたは(介護予防)短期入所生活介護における個室の居住費(滞在費)に限ります。

対象サービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(特別養護老人ホーム)
- 訪問介護
- 夜間対応型訪問介護
- 予防専門型訪問サービス
- 通所介護(デイサービス)
- 地域密着型通所介護(デイサービス)
- 認知症対応型通所介護(デイサービス)*
- 予防専門型通所サービス
- 短期入所生活介護(ショートステイ)*
- 小規模多機能型居宅介護*
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 看護小規模多機能型居宅介護

*は介護予防型を含む



災害等による負担の減免制度

申請が必要です

災害により住宅などに著しい損害を受けたことや、生計を支えている方が長期間入院したことなどにより、利用者負担の支払いにお困りの方は、申請により利用者負担(1割～3割)が減免されることがあります。区役所福祉課または支所区民福祉課へお問合せください。

障害者ホームヘルプサービスを利用していた方などの負担軽減の支援措置

申請が必要です

65歳となり介護保険適用となった方で、その前おおむね1年間障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた方または特定疾病を原因とした障害によって要介護認定等を受けた40歳～64歳の方で、障害福祉サービスにおいて、生活保護を必要としなくなるよう、負担額を0円とされている方については、訪問介護、夜間対応型訪問介護及び予防専門型訪問サービスの利用者負担が減額されます。
あらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、発行された減額認定証を、サービスを利用する事業所等へ提示する必要があります。

所得税、市・県民税の障害者控除対象者認定

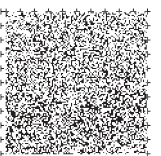
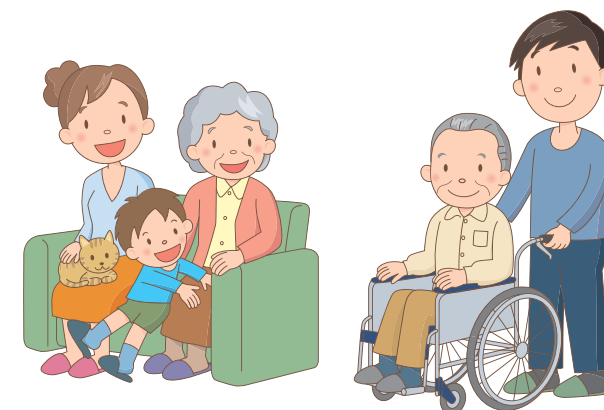
申請が必要です

納税義務者本人または控除対象配偶者や扶養親族が65歳以上で、ねたきりや認知症のために下の表の①～③のいずれかに該当し、社会福祉事務所長から障害者控除対象者認定を受けた場合は、所得税や市・県民税の障害者控除の対象となります。
この認定を受けるには、区役所福祉課または支所区民福祉課への申請が必要です。(身体障害者手帳などにより障害者控除が受けられる方は、申請は不要です。)

区 分		障 害 者	特別障害者	
対 象 者※1		①軽度・中度の認知症の方	②重度の認知症の方 ③6カ月以上ねたきりで食事・排せつ等の日常生活に支障がある方	
控 除 額	所得税	27万円	40万円	(同居の場合※2) 75万円
	市・県民税	26万円	30万円	(同居の場合※2) 53万円

※1 上記①～③の認定基準と要介護認定の基準は異なりますが、要介護認定を受けている方は障害者控除の対象となる場合があります。

※2 同居している控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者に該当する場合



いきいき支援センター（地域包括支援センター）

いきいき支援センターは、高齢者の方々がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職がチームとなって、健康・福祉・介護などさまざまな面から高齢者の方々を支える機関です。

開設時間

月～金曜日（祝休日、年末年始を除きます）
午前9時～午後5時

相談費用は無料です。

いつまでも元気に！ 介護予防をすすめます

- 事業対象者の方への支援
- 要支援1・2と認定された方への支援



保健師等

高齢者の方々の権利 を守ります

- 高齢者虐待・権利擁護
消費者被害の相談



主任介護支援専門員



社会福祉士

さまざまな問題について 相談に応じます

- 健康・福祉・介護などの総合的な相談
- 認知症に関する相談

「認知症高齢者を介護する ご家族」を支援します

- 家族教室
- 家族サロン
- 医師（もの忘れ相談医）の専門相談
- 認知症サポーター養成講座の開催

孤立しがちな方への見守り支援を行います

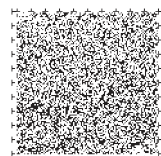
- 孤立しがちな方への個別支援
- 見守り電話

認知症の早期発見・早期対応へ向けた支援を行います

医療・介護の専門職と専門医とで構成された「認知症初期集中支援チーム」が、認知症が疑われる方、認知症の方とご家族への訪問等による支援を通じ、自立生活のサポートをします。

認知症の方が安心して暮らせる地域づくりを進めます

認知症地域支援推進員を中心として、地域資源の把握や「なごや認知症カフェ」の運営支援などを行い、認知症の方やご家族が暮らしやすい地域づくりを進めます。



高齢者いきいき相談室

高齢者の方々が、身近な場所で相談できるよう、委託を受けた居宅介護支援事業所が「高齢者いきいき相談室」を開設しています。いきいき支援センターと連携し、健康・福祉・介護等の相談に応じます。



◀このマークの
のぼりが目印
です。

いつまでも元気に！ 介護予防をすすめます

事業対象者 と判定された方には

介護予防・生活支援サービス事業の利用について
ご相談に応じます。

要支援1・2 と認定された方には

介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス
事業の利用についてご相談に応じます。

高齢者のみなさまの権利を守ります

●高齢者虐待について

高齢者の方への虐待の防止や早期対応を図るため、「高齢者虐待相談センター（電話052-856-9001）」や区役所などの関係機関と連携し、ご相談に応じます。

●権利擁護について

お金の管理や契約などに不安がある高齢者の方で、ご家族などがない場合、「名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター（※）」や「成年後見制度」の利用などについてのご相談に応じます。

※名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター

センター	電話番号	担当地域
北 部	052-919-7584	東区、北区、西区、守山区
南 部	052-678-3030	中村区、中区、熱田区、中川区、港区
東 部	052-803-6100	千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区、天白区

●消費者被害について

高齢者の方を対象にした悪質な訪問販売や住宅リフォームなどの被害が増加しています。契約の際にご心配がある場合や被害の恐れがある場合は、消費生活センター（電話052-222-9671）と連携し、ご相談に応じます。

「認知症高齢者を介護するご家族」を支援します

「認知症高齢者を介護するご家族」を支援するとともに、認知症高齢者の方やご家族が安心して暮らせるよう、地域住民が認知症を正しく理解し、見守りや声かけ、手助けができる地域を目指します。

認知症に関する専門の電話相談窓口

認知症コールセンター

をご利用ください。

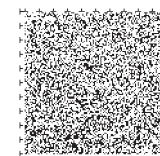
TEL 052-919-6633

受付時間 月・水・木・金曜日 ▶ 午前10時～午後4時
火曜日 ▶ 午後2時～午後8時
（祝休日、年末年始を除きます。）

社会福祉士などが
認知症に関する
さまざまな相談に対応
します。



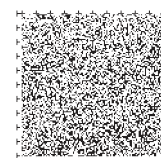
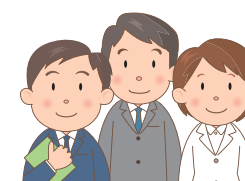
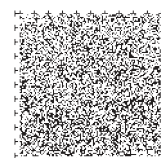
相談費用は無料です。
（通話料金がかかります。）



●いきいき支援センター（地域包括支援センター）

区	名 称	所在地	電 話 (FAX番号)	担当地域（小学校区名）
千種	千 種 区 東 部 いきいき支援センター	千種区桜が丘11-1 ソフィアビル1階	781-8343 (781-8346)	上野、自由ヶ丘、大和、千代田橋、 東山、富士見台、星ヶ丘、宮根
	分 室	千種区宮根台一丁目4-24 山内ビル1階	726-8944 (726-8966)	
	千 種 区 西 部 いきいき支援センター	千種区西崎町2丁目4-1 千種区在宅サービスセンター内	763-1530 (763-1547)	
東	東 区 いきいき支援センター	東区泉二丁目28-5 東区在宅サービスセンター内	932-8236 (932-9311)	区内全域
	分 室	東区矢田四丁目5-11 レジデンスアロー1階	711-6333 (711-6313)	
北	北 区 東 部 いきいき支援センター	北区平安二丁目1-10 第5水光ビル2階	991-5432 (991-3501)	飯田、城北、杉村、辻、東志賀、宮前、 名北、六郷、六郷北
	北 区 西 部 いきいき支援センター	北区清水四丁目17-1 北区在宅サービスセンター内	915-7545 (915-2641)	
	分 室	北区中味鏡三丁目414	902-7232 (902-7233)	
西	西 区 北 部 いきいき支援センター	西区市場木町157 パークサイドなかしま1階	505-8343 (505-8345)	浮野、大野木、中小田井、比良、平田、 比良西、山田
	西 区 南 部 いきいき支援センター	西区花の木二丁目18-1 西区在宅サービスセンター内	532-9079 (532-9020)	
	分 室	西区菊井二丁目2-3 アーバネス菊井ビル2階	562-5775 (562-5776)	
中村	中 村 区 北 部 いきいき支援センター	中村区名楽町4丁目7-18 中村区在宅サービスセンター内	486-2133 (486-2140)	稲西、稲葉地、諏訪、豊臣、中村、日比津、 ほのか
	分 室	中村区稲葉地本通1丁目3 魚住稲葉地ビル西号室	412-3030 (412-3110)	
	中 村 区 南 部 いきいき支援センター	中村区豊国通1丁目14	483-6866 (483-6867)	
中	中 区 いきいき支援センター	中区上前津二丁目12-23 中区在宅サービスセンター内	331-9674 (331-9953)	区内全域
	分 室	中区栄四丁目1-8 中区役所地下2階	262-2265 (262-2275)	
昭和	昭 和 区 東 部 いきいき支援センター	昭和区滝川町33 いりなかスクエア3階	861-9335 (861-9336)	伊勝、川原、滝川、広路、八事
	昭 和 区 西 部 いきいき支援センター	昭和区御器所三丁目18-1 昭和区在宅サービスセンター内	884-5513 (883-2231)	
	分 室	昭和区阿由知通4丁目7 グローバル御器所2C	852-3355 (852-3344)	
瑞穂	瑞 穂 区 東 部 いきいき支援センター	瑞穂区佐渡町3丁目18 瑞穂区在宅サービスセンター内	858-4008 (841-4080)	汐路、豊岡、中根、弥富、陽明
	分 室	瑞穂区洲山町二丁目21 啓徳名古屋南ビル1階	851-0400 (851-0410)	
	瑞 穂 区 西 部 いきいき支援センター	瑞穂区堀田通1丁目18 シティアーク1階	872-1705 (872-1707)	

区	名 称	所在地	電 話 (FAX番号)	担当地域（小学校区名）
熱田	熱 田 区 いきいき支援センター	熱田区神宮三丁目1-15 熱田区在宅サービスセンター内	671-3195 (671-4019)	区内全域
	分 室	熱田区大宝三丁目6-26 シャンボール日比野1階	682-2522 (682-2505)	
中川	中 川 区 東 部 いきいき支援センター	中川区八幡本通2丁目27 コーポ中野1階	354-8343 (354-8341)	愛知、篠原、昭和橋、玉川、露橋、常磐、 中島、西中島、広見、八熊、八幡
	中 川 区 西 部 いきいき支援センター	中川区小城町一丁目1-20 中川区在宅サービスセンター内	352-8258 (353-5879)	
	分 室	中川区春田四丁目119 プリマヴェーラ1階	364-7273 (364-7271)	
港	港 区 東 部 いきいき支援センター	港区港栄二丁目6-32 港区在宅サービスセンター内	651-0568 (651-1167)	稲永、大手、港栄、成章、東海、中川、 西築地、野跡、東築地
	港 区 西 部 いきいき支援センター	港区寛政町6丁目25	381-3260 (381-3261)	
	分 室	港区知多二丁目2215 レープエル1階	309-7411 (309-7412)	
南	南 区 北 部 いきいき支援センター	南区桜本町112 桜台コーポ1階	811-9377 (811-9387)	大磯、春日野、菊住、桜、伝馬、道德、 豊田、明治、呼続
	分 室	南区道德通三丁目46	698-7370 (698-7380)	
	南 区 南 部 いきいき支援センター	南区前浜通3丁目10 南区在宅サービスセンター内	819-5050 (819-1123)	
守山	守 山 区 東 部 いきいき支援センター	守山区小幡南一丁目24-10 守山区在宅サービスセンター内	758-2013 (758-2015)	天子田、大森、大森北、小幡、吉根、 志段味西、志段味東、下志段味、苗代、 本地丘、森孝西、森孝東
	分 室	守山区吉根南1401	736-0080 (736-0081)	
	守 山 区 西 部 いきいき支援センター	守山区瀬古東二丁目411	758-5560 (758-5582)	
緑	緑 区 北 部 いきいき支援センター	緑区鹿山二丁目1-5 NTT鳴子ビル内	899-2002 (891-7640)	旭出、浦里、大清水、片平、神の倉、 熊の前、黒石、小坂、常安、滝ノ水、 戸笠、徳重、長根台、鳴子、鳴海東部、 桃山
	分 室	緑区徳重五丁目625 アーバニティ幸1階	877-9001 (877-8841)	
	緑 区 南 部 いきいき支援センター	緑区左京山3038	624-8343 (624-8361)	
名東	名 東 区 北 部 いきいき支援センター	名東区上社一丁目802 名東区在宅サービスセンター内	726-8777 (726-8776)	猪高、猪子石、香流、北一社、引山、 藤が丘、平和が丘、本郷、豊が丘、 逢来
	分 室	名東区明が丘124-2 ami ami annex 2階	771-7785 (771-7702)	
	名 東 区 南 部 いきいき支援センター	名東区にじが丘2丁目7 アーバンラフレ虹ヶ丘西2号棟	720-6121 (720-5400)	
天白	天 白 区 東 部 いきいき支援センター	天白区原一丁目301 天白区在宅サービスセンター内	809-5555 (385-8451)	相生、植田、植田北、植田東、植田南、 しまだ、高坂、原、平針、平針北、 平針南
	分 室	天白区原五丁目1303 三和シャトー1階	808-5400 (808-5322)	
	天 白 区 西 部 いきいき支援センター	天白区大坪二丁目801 ※平成30年6月 天白区大坪二丁目604に移転	839-3663 (839-3665)	



在宅医療・介護連携支援センター

在宅医療・介護連携支援センターは医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民からの在宅療養に関する様々な相談に専門知識を持った相談員が対応します。また、切れ目のない在宅医療・介護サービスを提供できるよう多職種の連携を支援します。在宅療養に関する不安やお悩みについて、お気軽に相談ください。

開設時間

月～金曜日（祝休日、年末年始を除きます）
午前9時～午後5時

相談費用は無料です。

在宅医療・介護連携支援センター

区	住 所	電 話	FAX
千種	千種区内山2-16-16 ちくさ病院5階	732-0874	732-0875
東	東区葵1-4-38 名古屋市医師会館5階	933-0874	937-8741
北	北区大曽根3-4-14 ポルト大曽根1階	982-0874	982-0875
西	西区栄生2-26-11 名鉄病院1号館4階	561-0874	561-0875
中村	中村区太閤通4-1 鵜飼リハビリテーション病院1階	481-0874	481-0876
中	中区三の丸1-3-1 名城病院1階	201-0874	201-0877
昭和	昭和区川原通7-5-1 アンシャンテ川原1階 かなな病院から北西へ徒歩5分	763-0874	763-0875
瑞穂	瑞穂区瑞穂町字川澄1 名古屋市立大学病院地下1階	852-0874	852-0875
熱田	熱田区六番1-2-15 デイサービスセンターろくばん3階 熱田リハビリテーション病院から西へ徒歩2分	683-0874	683-0881
中川	中川区高畑1-222 中川区休日急病診療所2階	354-0874	354-0875
港	港区千鳥1-13-22 名古屋市医師会看護専門学校1階	652-0874	652-0878
南	南区松池町3-19 笠寺病院1階	823-0874	823-0876
守山	守山区小幡1-3-2 守山区休日急病診療所1階	795-0874	795-0881
緑	緑区潮見が丘1-77 名古屋市立緑市民病院3階	896-0874	896-0876
名東	名東区上社3-1911 メイトウホスピタル1階	702-0874	702-0876
天白	天白区荒池2-1101 並木病院1階	800-0874	800-0875



一般介護予防事業に関する ご相談・お問合せ先

福祉会館

名 称	電 話 (FAX番号)
都 福 祉 会 館	711-1483 (711-9657)
高 岳 福 祉 会 館	931-8174 (935-1025)
上飯田福祉会館	914-0831 (912-1308)
天神山福祉会館	531-0023 (521-3369)
名 楽 福 祉 会 館	481-8588 (461-5667)
前 津 福 祉 会 館	262-1869 (242-5761)
八 事 福 祉 会 館	832-2779 (834-4611)
瑞 穂 福 祉 会 館	841-3113 (841-1348)
熱 田 福 祉 会 館	659-6306 (651-7251)
中 川 福 祉 会 館	351-9121 (352-9406)
港 福 祉 会 館	382-7009 (381-2285)
笠 寺 福 祉 会 館	811-1282 (822-1121)
守 山 福 祉 会 館	793-6330 (792-6094)
緑 福 祉 会 館	624-3131 (624-4485)
名 東 福 祉 会 館	703-9282 (704-8144)
天 白 福 祉 会 館	802-2351 (806-3327)

社会福祉協議会

名 称	電 話 (FAX番号)
千 種 区 社会福祉協議会	763-1531 (763-1535)
東 区 社会福祉協議会	932-8204 (932-9311)
北 区 社会福祉協議会	915-7435 (915-2640)
西 区 社会福祉協議会	532-9076 (532-9082)
中 村 区 社会福祉協議会	486-2131 (483-3410)
中 区 社会福祉協議会	331-9951 (331-9953)
昭 和 区 社会福祉協議会	884-5511 (883-2231)
瑞 穂 区 社会福祉協議会	841-4063 (841-4080)
熱 田 区 社会福祉協議会	671-2875 (671-4019)
中 川 区 社会福祉協議会	352-8257 (352-3825)
港 区 社会福祉協議会	651-0305 (661-2940)
南 区 社会福祉協議会	823-2035 (823-2688)
守 山 区 社会福祉協議会	758-2011 (758-2015)
緑 区 社会福祉協議会	891-7638 (891-7640)
名 東 区 社会福祉協議会	726-8664 (726-8776)
天 白 区 社会福祉協議会	809-5550 (809-5551)

保健センター

名 称	電 話 (FAX番号)
千 種 保健センター	753-1982 (751-3545)
東 保健センター	934-1218 (937-5145)
北 保健センター	917-6552 (911-2343)
西 保健センター	523-4618 (531-2000)
中 村 保健センター	481-2295 (481-2210)
中 保健センター	265-2262 (265-2259)
昭 和 保健センター	735-3964 (731-0957)
瑞 穂 保健センター	837-3264 (837-3291)
熱 田 保健センター	683-9683 (681-5169)
中 川 保健センター	363-4462 (361-2175)
港 保健センター	651-6537 (651-5144)
南 保健センター	614-2814 (614-2818)
守 山 保健センター	796-4623 (796-0040)
緑 保健センター	891-3623 (891-5110)
名 東 保健センター	778-3114 (773-6212)
天 白 保健センター	807-3917 (803-1251)

介護マークをご存知ですか？



認知症の人の介護は、他の人から見ると介護をしていることが分かりにくいいため、誤解や偏見を持たれることがあります。

そこで、介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくために作成されたのが「介護マーク」です。このマークは静岡県で作成されたもので、現在、全国への普及が進められています。

「介護マーク」は区役所福祉課や支所区民福祉課、いきいき支援センター（地域包括支援センター）で配布しているほか、名古屋市公式ウェブサイト（<http://www.city.nagoya.jp/>）でダウンロードすることもできますので、ご活用ください。（左記の「介護マーク」を切り抜いて利用いただいても結構です。利用にあたっては下記の留意事項をご確認ください。）なお、「介護マーク」は認知症の人の介護だけでなく、障害のある方の介護にもご利用できます。

たとえばこんな場合に…

- ・介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- ・駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
- ・男性介護者が女性用下着を購入するとき

＜ご利用にあたっての留意事項＞

- 1 本来の目的（介護中であることを周囲に理解してもらうこと）以外には、決して利用しないでください。
- 2 配布されたマークは適正に管理し、利用する必要がなくなった場合には、各自で処分してください。

外出先でこのカードを見かけたら温かく見守ってください

介護保険制度に関するご相談・お問合せ先

●区役所福祉課・支所区民福祉課

名 称	電 話	FAX
千種区役所	753-1848	751-3120
東区役所	934-1195	936-4303
北区役所	917-6523	914-2100
楠支所	901-2269	902-1843
西区役所	523-4519	521-0067
山田支所	501-4975	504-7409
中村区役所	453-5420	453-8232
中区役所	265-2324	241-6986
昭和区役所	735-3914	731-8900
瑞穂区役所	852-9396	851-1350
熱田区役所	683-9404	682-0346

名 称	電 話	FAX
中川区役所	363-4327	352-7824
富田支所	301-8376	301-8661
港区役所	654-9715	651-1190
南陽支所	301-8345	301-8411
南区役所	823-9415	811-6366
守山区役所	796-4603	793-1451
志段味支所	736-2192	736-4670
緑区役所	625-3964	621-6841
徳重支所	875-2207	875-2215
名東区役所	778-3007	774-2781
天白区役所	807-3897	802-9726

介護に関する情報は、名古屋市のウェブサイト『NAGOYAかいごネット』

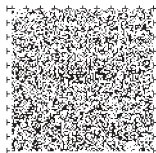
介護保険制度の説明や、介護サービス事業者の検索など、名古屋市の介護保険に関する様々な情報を提供しています。その他に、在宅での診療が可能な医療機関や高齢者サロン、なごや認知症カフェなど、高齢者の方が自分らしく生活していくための情報も提供しています。ぜひ、ご覧ください。

<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top> NAGOYA かいごネット 検索

発行／名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 TEL 972-2591 FAX 972-4147

このパンフレットは、平成30年2月現在の内容で作成しています。今後、政省令等の公布により内容が変更になる場合があります。

このパンフレットは、古紙パルプを含んだ再生紙を使用しています。



禁無断転載



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

グリーン購入法
適合印刷物です